

20歳になったら国民年金



詳しくはこちら

固国保年金課 ☎43-9079 八戸年金事務所 ☎44-1742(案内1→2)

国民年金とは？

国が運営している年金制度で、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人に加入が義務付けられています。また、60歳以上65歳未満の人や20歳以上65歳未満の海外在住の日本人は、希望により加入することができます。

厚生年金とは？

会社員や公務員などが加入する制度です。20歳から60歳までは同時に国民年金にも加入していることになります。



※20歳になったときは、原則手続き不要です。転職や退職、暮らし方で加入する制度が変わります。

もらえる国民年金は3種類

※受給年額は5年度の場合

	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
受給時期	65歳になったとき ※希望により、65歳前の繰り上げ支給または66歳以降の繰り下げ支給を請求することも可能ですが、年金額が変わります。	国民年金に加入中、または60歳以上65歳未満(日本在住)、20歳前に初診日(※1)がある人で、障害認定日(※2)に障害年金等級の1級・2級に該当したとき (老齢基礎年金の繰り上げ受給者は除く)	国民年金に加入中または老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が「子のある配偶者」または「子」を残して亡くなったとき
受給条件	国民年金の保険料を納めた期間、免除・納付猶予を受けた期間の合計が10年以上あること ※厚生年金などの加入期間も合算されます。	▷初診日の属する月の前々月までに、保険料を納めた期間、免除・納付猶予を受けた期間の合計が2/3以上あること ▷前々月までの1年間に保険料の未納がないこと ※20歳前に初診日がある場合は、この要件は問いません。	▷死亡日の属する月の前々月までの加入期間のうち、保険料を納めた期間、免除・猶予を受けた期間の合計が、2/3以上あること ▷前々月までの1年間に保険料の未納がないこと
年金額(年額)	795,000円 保険料を40年間納めた場合(満額) ※未納・免除期間に応じて減額されます。 ※65歳までに厚生年金・共済年金の定額部分を受給している場合、65歳からは国民年金第1号・第3号期間の分のみ増額となります。	1級 993,750円 + (子の加算) 2級 795,000円 ・第1子、第2子 各228,700円 ・第3子以降 各 76,200円 ※子…18歳まで(1・2級の障害年金該当の場合は20歳まで)	795,000円 + (子の加算) [子がいる配偶者が受給] ・第1子、第2子 各228,700円 ・第3子以降 各 76,200円 [子が受給] ・第2子 228,700円 ・第3子以降 各 76,200円

(※1)初診日とは、障害の原因となるけがや病気で初めて診察を受けた日です。

(※2)障害認定日とは、主に初診日から1年6か月経過した日です。